

議 第 5 号

義務教育の更なる充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国はこれまで、教育の機会均等とその水準の維持向上を目的とした義務教育費国庫負担制度により教職員給与費の一部を負担するとともに、小学校に加え
今後は、中学校でも35人学級を計画的に整備することとし、少人数教育を推進している。

一方、学校現場では、いじめや不登校児童生徒の増加、複雑な家庭環境や社会的要因を背景としたこどもの貧困と教育格差の拡大など、こどもが抱える課題は多様化・困難化し、個々の事情を踏まえた丁寧かつ専門的な対応が求められている。

教職員が児童生徒に寄り添い、豊かな学びを保障していくためには、安定した財源の下、必要な教職員数確保のため、教職員定数算定の係数を見直すとともに、教材研究や制度研修など教職員自ら学び、資質・能力を高め、一人ひとりにゆとりをもって向き合うことのできる教育環境の整備が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、全ての児童生徒に行き届いた質の高い教育を実現するため、義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持するとともに、少人数学級の一層の推進及び教職員の働き方改革の加速化など、義務教育の更なる充実を図るよう強く要請する。